



独立行政法人国立病院機構
東佐賀病院

入院の手引き

(医療型障害児入所施設サービス)

当院の医療型障害児入所施設サービスは、18歳未満の方で、身体的・知的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度である方が対象です。

必要な手続きについて説明しておりますので、ご一読いただき、手続きをお願いします。

必要な手続き

1. 入所受給者証の申請
2. 病院との契約、個別支援計画のご説明
3. 入院時に必要なもの
4. 入院費とのお支払いについて
5. その他

1. 入所受給者証の申請

入院をしていただくためには、まず「入所受給者証」の交付を受けていただくことが必要です。受給者証には、利用するサービスの種類、サービスを利用するにあたっての自己負担額が記載されます。

自己負担の内訳は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費、食事療養費があり、負担する額は保護者の所得等によって変わります。

障害児施設受給者証の交付を申請する窓口は、今お住まいの管轄の児童相談所で、佐賀県にお住まいの場合、佐賀県中央児童相談所になります。

840-0851

佐賀県佐賀市天祐 1-8-5

佐賀県総合福祉センター・佐賀県中央児童相談所

TEL 0952-26-1212

2. 病院との契約、個別支援計画のご説明

入所受給者証の交付を受けられますと、病院との契約を結ぶことができます。契約の際は、契約書及び重要事項説明書により契約内容の説明をいたします。

また、併せて病棟看護師、療育指導室スタッフより個別支援計画の説明をいたします。これは、利用者の健康状態や医療・看護・療育等の実施計画及び結果評価、利用者や保護者の方のご要望等が記載されているものです。

契約内容、個別支援計画等の説明を納得され、契約書に署名、捺印することにより、契約が成立します。

なお、個別支援計画の作成をするため、事前に質問などをさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

契約の際には、印鑑が必要になりますので、お忘れのないようお願いします。

3. 入院時に必要なもの

- ① 入所受給者証
- ② 身障者手帳・療育手帳
- ③ 健康保険証
- ④ 利用者の印鑑、保護者の印鑑
- ⑤ 医療証(重度心身障害者医療受給資格者証)

- ⑥ 利用者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行、佐賀銀行）
- ⑦ 服薬、経管栄養剤、衣類及び本人に必要な日用品
- ⑧ 入院申込書、身元引受書兼診療費等支払保証書、入院経歴確認票又は退院証明書

4. 入院費とそのお支払いについて

毎月負担していただく入院費の中には、障害児入所給付費及び障害児入所医療費、食事療養費の他に日用品費があります。

日用品費の内容は、歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、散髪代等であり、日用品費の合計が1万円を超える場合は、超えた分の負担が発生します。H30.4月現在、紙おむつ代（2,200円）、洗濯代（1,200円）として毎月3,400円徴収しております。

入院費のお支払いについては、原則として、利用者名義の預金通帳から自動引き落としをお願いしておりますが、窓口での現金支払いでも結構です。

※引き落とし日は毎月22日です（土日祝日を除く）。1回の引き落としにつき、手数料がかかります。

5. その他

何かご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人国立病院機構東佐賀病院 療育指導室長（内線 459） TEL：0942 - 94 - 2048
